



青森県報

第一千五号

平成十四年四月五日(金曜日)

目次

告示

公安局
○型式の検定適合遊技機
（生活安全課）：五

○新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更………
（振興町）：一

○生活保護法第十五条第五号の看護の給付に係る看護料の支
給基準の廃止………

（市
（振興町
（健康福祉課）：一
（政策課）：一

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院
指定病院の指定………

（障害福祉課）：二
（水産振興課）：二

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出………

（水産振興課）：二
（都市計画課）：二

○都市計画事業計画の変更認可………

（同）：三
（同）：三

○右 同………

（同）：三
（同）：三

○右 同………

（同）：三
（同）：三

公 告

青森県知事 木村守男

東津軽郡平内町大字東田沢字田沢一二六、一四一に隣接し、及び一二五の地先公有
水面埋立地 三、四一五・〇四平方メートル

青森県告示第百七十七号

昭和六十二年一月十三日青森県告示第八号(生活保護法第十五条第五号の看護の給
付に係る看護料の支給基準)は、廃止する。

人事委員会

○労働基準法別表第一の号別区分の一部改正………
（管理課）：五

○農林水産事務所（農林水産事務所）：四
（同）：四

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

青森県告示第百七十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の四第一項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成十四年四月五日

青森県知事 木村守男

平成十四年四月五日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	指 定 期 限
が丘病院 青森県立つくし	青森市大字三内字沢部三五三番地九二号	平成二四・四・一	平成二七・三・三

青森県告示第百七十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月五日

届 出 事 項	届 出 事 項	届 出 事 項
青森県知事 木村守男	青森県知事 木村守男	青森県知事 木村守男
工藤伍郎	工藤伍郎	柳谷榮

青森県告示第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十四年三月二十五日認可したので、同条第一項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

青森県知事 木村守男

平成十四年四月五日

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十二年一月四日青森県告示第八十一号）の事業地に、弘前市大字三世寺字月見野、字色吉、字鳴瀬、大字中崎字川原田、大字惠戸字青柳、字村元、大字下湯口字青柳、字扇田、字村元、大字高田字苅原、大字新里字中里見、大字堀越字下川原、字浅田、大字小沢字蟹沢、字前沢、字沢田、字苅原、大字小栗山字山下、字松ヶ沢、字鷺ノ巣、大字大沢字西前田、字西田、大字坂元字山下、字山元、字前沢、大字小沢字山下、大字一野渡字岡本、字野尻、字西平山、大字大沢字狐長根、字下山ヶ田、字苦小平、字寺ヶ沢、字大蕪、字鳥井長根、字簾垂柳及び字鷺上沢を加え、大字中崎字刈田、字平野、字野脇、大字堅田字神田、大字大久保字西田、大字撫牛子二丁目、大字悪戸字中野、字鳴瀬、大字新里字上樋田、字西平岡、字西里見、字中平岡、字東平岡、字東里見、大字福田字巻屋、大字小沢字広野、字大開、大字大開二丁目、大字原ヶ平字山元、字山中、大字山崎一丁目、大字山崎二丁目、大字山崎三丁目、大字山崎四丁目、

青森県告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、木造都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十四年三月二十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年四月五日

青森県知事 木村守男

- 一 施行者の名称
木造町
- 二 都市計画事業の種類
木造都市計画下水道事業（木造町公共下水道）
- 三 事業施行期間
平成三年十二月六日から平成二十一年三月三十日まで
- 四 事業地
1 収用の部分

都市計画事業の認可（平成十一年三月十二日青森県告示第百八十八号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業の認可（平成十一年三月十二日青森県告示第百八十八号）の事業地に、西津軽郡木造町字成田、字浮巣、字赤根、字追広、字早田、大字蓮花田字村盛、字村上、字駒ヶ宿、字桜刈及び字蓮崎の一部を加え、木造町字藤岡、字照日、字若竹、字曙、字末広、字日向、字藤田及び字朝日地内において事業地を変更する。

青森県告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、浪岡都市

計画下水道事業の事業計画の変更を平成十四年三月二十八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年四月五日

青森県知事 木村守男

- 一 施行者の名称
浪岡町

- 二 都市計画事業の種類
浪岡都市計画下水道事業（浪岡町公共下水道）
- 三 事業施行期間
平成二年十月二十二日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地
1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十一年十一月十一日青森県告示第七百五十四号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十一年十一月十一日青森県告示第七百五十四号）の事業地に、南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字西富田を加え、大字杉沢字山元、字川合、字細田、大字女鹿沢字平野、字西花岡、字東花岡及び大字女鹿沢字東富田地内において事業地を変更する。

青森県告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、板柳都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十四年三月二十八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年四月五日

青森県知事 木村守男

- 一 施行者の名称
板柳町

- 二 都市計画事業の種類

三 板柳都市計画下水道事業（板柳町公共下水道）
事業施行期間
平成二年十一月一日から平成二十一年三月三十日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十年十月三十日青森県告示第七百三十号）
の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十年十月三十日青森県告示第七百三十号）
の事業地に変更なし。

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により、板柳中部地区の県営土地改良事業（整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月五日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月八日から同年五月八日まで

三 縦覧の場所

板柳町役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、鬼崎地区の県営土地改良事業に係る鬼崎工区の換地計画を定めたので、同条第四項に

おいて準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年四月五日

青森県知事 木村守男

出先機関

土地改良事業計画変更の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、南部町に係る次の土地改良事業の計画の変更に平成十四年三月二十八日同意したので、同条第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公告する。

平成十四年四月五日

三戸地方農林水産事務所長 平野隆夫

一 事業名 基盤整備促進

二 地区名 横口

。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。

土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、南部町に係る次の土地改良事業の施行に平成十四年三月二十八日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成十四年四月五日

一 事業名 基盤整備促進
二 地区名 調訪ノ平

三戸地方農林水産事務所長 平野 隆夫

平成十四年四月五日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

人事委員会

人事委員会告示十四第四号

平成十一年六月九日人事委員会告示十一第二号（労働基準法別表第一の号別区分）の一部を次のように改正する。

平成十四年四月五日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

別表の第三号の項中「各地方漁港事務所、各土木事務所（遠部・久吉ダム管理所を除く。）、ダム建設事務所、都市公園建設事務所、各港管理事務所」を「各地方農林水産事務所各地方漁港漁場整備事務所、各県土整備事務所（同浅虫・駒込ダム建設所、同都市公園事務所及び同各港管理所を含む。ただし、同各ダム管理所を除く。）」に改め、同表第十二号の項中「女性就業援助センター」を削り、同表第十三号の項中「各保健所（鰯ヶ沢支所を含む。）」を「各地方健康福祉こどもセンター（総務企画室及び保健部に限る。）」に改める。

公安委員会

青森県公安委員会告示第十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

遊技機の種類	型式名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	フィーバーダチョウ俱乐部DX	株式会社ダイドー
回胴式遊技機	フィーバーフランケンS	同右
ブラックエンジェルズ2	株式会社パルティック	同右
モボ・モガZ	株式会社アクト技研	同右
ツインチャリーズ		
ヒマツリ		
太陽電子株式会社		

(毎週月・水・金曜日発行)	青森市長島二丁目一番二号	発行所・発行人
定価小口一枚三付十五円一錢	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人
	東奥印刷株式会社	